

土地の改変に係る奈良県及び奈良市による協働監視に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び奈良市（以下「乙」という。）は、「土地の改変に係る奈良県及び市町村による協働監視に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、甲乙両当事者間において、次のとおり協定を締結する。

第1条 目的

この協定は、奈良市における生活環境の保全及び災害発生の防止に資するため、土砂等の埋め立て等による土地の改変について、甲及び乙が緊密に連携し、協働で監視を行うこと（以下「協働監視」という。）を目的とする。

第2条 協働監視の要請

乙は、要綱第3の協働監視の対象が生じた場合又は生じるおそれがあり甲及び乙が協議して協働監視が必要と認められる場合に、協働監視要請書を知事に提出するものとする。

第3条 協働監視の決定

甲は、前条の協働監視要請書を受理し、協働監視を行うこととした場合は、協働監視に従事する県職員（以下「協働監視職員」という。）を決定し、乙に対して通知するものとする。

2 協働監視の期間は、原則1年以内とする。ただし、必要に応じて延長できるものとする。

第4条 協働監視に係る留意事項

乙は、協働監視職員と連携して協働監視を実施する担当職員（以下「監視担当職員」という。）を配置するものとする。

2 協働監視職員は、協働監視に係る事務について、監視担当職員と連携して従事する。

3 協働監視職員の具体的な事務については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

4 甲は、協働監視事務の進捗状況等について、乙と定期的に情報交換を行い、協働監視の効果的な執行に努めるものとする。

第5条 その他

この協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

以上の協定を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 4月 1日

甲 奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良市長 仲川 元庸